

平成 26 年 7 月 16 日に開催されました第 48 回代議員会において、当基金は、解散方針を議決し、新たに新企業年金を創設することを議決いたしましたので、お知らせいたします。

1. 厚生年金基金解散の経過につきましては、平成 24 年 2 月 24 日に発覚いたしました AIJ 投資顧問の巨額年金資産消失事件を契機に、厚生労働省内に設置された「厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する特別対策本部」において、基金制度廃止の方針が決定されました。

その後の社会保障審議会年金部会の下に設置された専門委員会でも「基金制度廃止」でとりまとめが行われ、法案の作業に入りました。

最終的には基金存続の道も残したものの、実質的な基金廃止の内容となった厚生年金保険法改正案が閣議決定され、国会審議を経て、平成 26 年 6 月 19 日改正案が可決成立し、6 月 26 日に公布されました。

2. 当基金では、こうした基金制度を取り巻く行政の動きを注視しつつ、平成 24 年 11 月 14 日の理事会・代議員会から、基金の解散・存続や他の企業年金基金への移行等、種々検討を重ねてまいりましたが、今回の法律改正により、基金存続のためには、今の掛金（基本標準掛金 3.9%、加算標準掛金 1.0%、加算特別掛金 1.1%）に加え、さらに現在の加算標準掛金の約 4 倍もの掛金のご負担をお願いするか、国よりも常に高い運用利回りを指向するか、大変厳しい条件が国の基準になっています。

このような条件では、これ以上厚生年金基金を存続させることは、加入事業所の事業運営に深刻な問題が発生することから、これ以上の基金の存続は苦汁の決断ではありませんが、困難と判断するに至りました。

3. このような状況の中、理事会・代議員会において 2 年にわたり基金制度の見直しについて検討を重ねてまいりましたが、基金のメリット及びデメリット、事業主掛金のご負担、従業員・年金受給者・年金受給待期者の年金及び外部積立の安心感等を考慮するとともに、国の年金の支給年齢の引き下げの検討、マクロ経済スライドの見直し等国の年金額の減少する姿が見えてくる中、従業員の老後の生活に役立つ業界独自の

基金制度は必要との結論となり、平成 26 年 7 月 16 日の第 48 回代議員会において、厚生年金基金制度の解散の方針議決、及び新しい企業年金基金制度を設立することが議決されましたので、ご報告いたします。

今回は、あくまでも解散方針の議決であり、今後、関係機関と解散に向けた手続きを進めていくこととなりますが、解散認可までの間は、適用、掛金のご負担及び年金受給者への年金の支払いなどの基金事務は現在と同様の運営をしております。

今後は事業主並びに加入員の皆様の同意を得た上で、解散の議決を行い厚生労働省へ申請し、認可を得て解散が確定することとなりますが、解散には概ね 2 年から 3 年かかる予定です。

なお、今回の代議員会では加入員の福利厚生観点から厚生年金基金に代わる新たな年金制度の設立も議決されており、解散の手続きと並行して、理事会・代議員会及び新たに発足した制度検討委員会において検討を進めてまいります。

4. 解散にいたる経緯及び新しい企業年金基金制度の内容につきましては、後日説明会を開催いたしますので、その際、事業主及び年金受給者等の皆様に、ご案内したうえで詳しく説明させていただきます。

事業主並びに加入員の皆様には、ご心配とご負担をお掛けすることとなりますが、何卒ご理解とご協力を賜りたくお願い申し上げます。